

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 平成21年6月25日

【会社名】 広島ガス株式会社

【英訳名】 HIROSHIMA GAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 深 山 英 樹

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 広島市南区皆実町二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員である深山英樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社8社及び持分法適用会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3 に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当するものと判断した。

したがって、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は、有効でないと判断した。

記

(1) 不備の内容

有価証券報告書「第5 経理の状況 1(1) 連結財務諸表 追加情報」において詳細に記載しているとおり、連結子会社である広島ガス開発株式会社及び広島ガスリビング株式会社において、循環取引による実体を伴わない不適切な取引が平成11年度から当期まで行われていたことが判明し、当年度及び過年度の連結財務諸表の売上高、売上原価等に重要な修正を行うこととなった。

これは、当社のグループ各社に対するモニタリング機能が不足していたこと、及び上記2社において管理者のリスク管理意識が不足していたことにより取引の実在性の確認手続に不備があったこと、加えて広島ガス開発株式会社においては、取引開始から債権管理に至るまでの職務分掌が不十分であり、また、業務処理管理部門から営業部門に対するモニタリングが不十分であったことを原因とするものである。

(2) 事業年度末日までには是正されなかった理由

不適切な取引の発覚が期末日直前であったこと、不適切な取引が長期にわたって行われていたため、その取引実態の把握、原因の追究に相当の時間を要したことにより、事業年度末日までには是正を完了することができなかった。

当社は、統制環境の改善、リスク管理意識の向上、経営管理体制の強化を3つの柱として、内部統制システムの一層の強化に向けた取り組みを進めていく計画であり、平成21年5月に新たに設置した内部統制推進部を中心に取り組みに着手している。

〔主要な取り組み内容〕

統制環境の改善

- ・リスク管理意識のさらなる醸成
- ・取締役会の監督機能強化
- ・グループ経営陣によるモニタリング機能の強化

リスク管理意識の向上

- ・役職員に対するリスク管理教育・コンプライアンス教育の継続、強化
- ・定期的なリスク管理調査およびコンプライアンス意識調査
- ・広島ガスグループ社員行動指針の再徹底

経営管理体制の強化

- ・内部統制推進部門の設置
- ・グループ内部監査の強化
- ・グループ業務の監督活動の機能強化

4 【付記事項】

該当する事項はない。

5 【特記事項】

該当する事項はない。